

令和8年 春の全国交通安全運動 実施要綱

1 期間

令和8年4月6日（月）～4月15日（水）
（4月10日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- (2) 推進機関・団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、効果的に推進するとともに、その効果が運動終了後も持続されるよう努めましょう。

4 運動の重点

(1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守りましょう。
また、こどもや高齢者を始めとした全ての歩行者が交通ルールを遵守し、交通事故から命を守りましょう。

推進事項については次のとおりです。

ア 運転者

- (ア) 運転中は、運転に集中し、常に危険を予測するとともに、こどもを始めとする歩行者に対する保護意識を持ち、交通事故防止に努めましょう。
- (イ) こどもが日常的に集団で移動する通学路や生活道路等では、「制限速度を守る」、「交差点でしっかりと安全確認をする」などの交通ルールを守るのはもちろん、「生活道路は人が優先」という意識で交通事故を防止しましょう。
なお、令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられます。（※1）
- (ウ) 「道路への急な飛び出し」など、こどもの行動の特性を理解した運転を心掛けましょう。

イ 歩行者

- (ア) 歩行者側に違反のある交通死亡事故も発生しています。「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」、「信号を守る」、「道路に飛び出さない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 「歩きスマホ」は周りが見えなくなり大変危険です。必要なときは立ち止まって確認をするようにしましょう。
- (ウ) 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」（※2）を推進しましょう

- (エ) 横断歩道では必ず止まり、車が来ていないことをよく確認してから渡りましょう。また、横断中も周囲の状況をよく確認しましょう。
- (オ) 高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時には、特に左から来る車に注意しましょう。
- (カ) 夜間、早朝等、暗い時間に外出する際は、明るく目立つ色の服装を心掛けるとともに反射材用品を着用し、周囲に自身の存在をアピールすることで交通事故から自分の身を守りましょう。

ウ 家庭等

- (ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) こどもの通学路等や行動範囲をこどもの目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。

エ 職場・学校等

- (ア) 通学路や生活道路等を通行する場合や、運転中に子ども・高齢者・障がい者等を見かけたときは、速度を落とすなど、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」(※3)を推進し、安全運転意識の高揚と交通事故防止を図りましょう。
- (ウ) ヒヤリハット体験や通学路等における危険箇所を共有し、交通事故防止につなげましょう。
- (エ) 朝礼、集会等の機会に交通安全の話題を取り上げ、交通安全意識の高揚を図りましょう。

※1 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます

令和8年9月1日から、生活道路*の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられます。(※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。)

詳細は、三重県警察ホームページをご覧ください。



三重県警察ホームページ

「生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!」にリンクします。

※2 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、運転者に顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。



横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンシンボルマーク

※3「まもってくれてありがとう運動」とは

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

(2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

「ながらスマホ」や飲酒運転、妨害運転等は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

また、横断歩道における歩行者優先は、マナーではなく道路交通法で規定されたルールです。

自動車等を運転する方は、法令を遵守し、歩行者優先意識を徹底するとともに、「思いやり・ゆずり合い」運転を励行し、安全運転に努めましょう。

推進事項については次のとおりです。

ア 運転者

- (ア) 運転中にスマートフォンの使用等（いわゆる「ながらスマホ」）をすると、前方不注意となり、かつ注意力が散漫となる危険な行為ですから絶対にやめましょう。
- (イ) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。
- (ウ) 飲酒することが予想される場合には、バス、タクシー、電車等の公共交通機関を利用し、飲食店等に車で行くときは、あらかじめ飲まない人（ハンドルキーパー）を決めましょう。
- (エ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。
- (オ) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は重大事故につながる危険な行為です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。
- (カ) 横断歩道における歩行者優先は、守らなければならない交通ルールです。歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、横断しようとする歩行者がいる場合には、手前で必ず一時停止して歩行者を安全に横断させましょう。
- (キ) 夜間に運転する際、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、歩行者や道路上の危険をいち早く発見できるようにしましょう。
- (ク) 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響を理解し、慎重な運転を心掛けましょう。
また、自身の体調や天気・道路状況などの環境を考慮し、余裕をもって運転しましょう。
- (ケ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時急加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）等（※4）への乗換えについても検討しましょう。

- (コ) 身体機能の変化等により、運転に不安を感じる事があれば、運転免許証の自主返納（※5）についても検討しましょう。
- (サ) 二輪車に乗るときは、交通事故による被害軽減のためにヘルメットを正しく着用するとともに、胸部を守るためにプロテクターを着用しましょう。
- (シ) 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用し、交通事故の衝撃や車外放出の危険から自身と同乗者の命を守りましょう。
- (ス) 6歳未満の幼児を乗せる時は、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。6歳以上でも体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシート等を使用しましょう。
- (セ) 外国人運転者は、母国との交通ルールの違い等をよく理解して、安全運転に努めましょう。

イ 家庭等

- (ア) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に、相手方に対する補償や、自身や家庭に及ぼす影響など、飲酒運転の代償について話し合しましょう。
- (イ) 飲酒する場所への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない」環境づくりに努めましょう。
- (ウ) シートベルトやチャイルドシートの重要性をよく理解し、車に乗ったら自ら着用する習慣をつけましょう。
- (エ) ご家庭においても、サポカーへの乗り換えや運転免許証の自主返納について話し合しましょう。

ウ 職場・学校等

- (ア) 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、従業員に対する交通安全教育等を推進しましょう。
- (イ) あらゆる機会を通じ、「横断歩道での歩行者優先」が道路交通法で規定するルールであることを周知し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進しましょう。
- (ウ) 「ACTION38キャンペーン」（※6）を推進し、信号機のない横断歩道における交通事故を防止しましょう。
- (エ) 出退勤時にシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。
- (オ) 社内研修等で、飲酒運転の悪質性や危険性の周知を図り、職場や学校が一体となって「飲酒運転を許さない環境づくり」に努めましょう。
- (カ) 運転前後等に目視とアルコール検知器等で飲酒の有無を確認（※7）し、飲酒運転の未然防止に努めましょう。
- (キ) 外国人労働者を雇用する事業者は、外国人労働者が日本の交通ルールをよく理解できるよう社内研修等を推進しましょう。
- (ク) 「ハンドルキーパー運動」（※8）を推進し、飲酒運転をさせない環境をつくりましょう。

※4 サポカー・サポカーSとは

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動ブレーキ）を搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動ブレーキ）に加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。



※5 運転免許証自主返納サポートみえ

三重県のホームページで、運転免許返納者に対するサービス等を紹介しています。

（例：バス運賃の割引、商品購入時の料金割引等）

運転免許返納をお考えの場合は、参考としてください。

また、参加事業所も随時募集中です！

運転免許証自主返納サポートみえ

検索

三重県ホームページ

「運転免許証自主返納サポートみえ」のページにリンクします。



※6 ACTION38キャンペーンとは

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の“38”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



ACTION38キャンペーンシンボルマーク

※7 事業所等における安全運転管理者業務について

詳細は、三重県警察ホームページをご覧ください。



三重県警察ホームページ

「警察からのお知らせ・安全運転管理者制度について」にリンク

※8 「ハンドルキーパー運動」とは

飲酒運転を防止するため、やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、仲間同士や飲食店の協力を得てあらかじめ飲まない人を決め、その人が仲間を安全に自宅まで送り届け、飲酒した人にハンドルを握らせないという運動です。



○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25mg以上	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	25点
	0.15～0.25mg未満		13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

【車両提供罪】※運転者と同様の処罰を受けます

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

【酒類提供罪・同乗罪】

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。）は、「車両」であることを認識し、交通ルールを理解・遵守して交通事故防止に努めましょう。

また、交通事故の被害を軽減するために全ての方がヘルメットを着用しましょう。推進事項については次のとおりです。

ア 自転車の利用者

(ア) 全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務となっています。

交通事故から命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

(イ) 令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）（※8）が導入されます。

二人乗り、並進、傘差し、ながらスマホ、イヤホンの使用等が、交通違反であることを認識し、自身や周囲に対して危険を及ぼすような運転は絶対にやめましょう。

(ウ) 「自転車安全利用五則」（※9）を守り、交通事故を防止しましょう。

(エ) 自転車の飲酒運転も自動車と同様に厳しく罰せられますので、絶対にやめましょう。

(オ) 乗車前には、自転車等の安全点検をして安全に走行しましょう。

(カ) 反射材用品等を使用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。

(キ) 自転車の運転者は、万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償責任保険等（※10）に加入しましょう。

イ 特定小型原動機付自転車等の運転者

- (ア) 基準を満たす電動キックボード等は、「特定小型原動機付自転車」に該当し、16歳以上であれば、免許不要で利用することができますが、ナンバープレートの取付や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になるなどのルールが定められています。
- (イ) 全ての電動キックボード等が特定小型原動機付自転車に該当するわけではなく、原動機の定格出力等によっては、一般の原動機付自転車等の区分になりますので注意が必要です。電動キックボード等を利用する際は、正しい交通ルール（※11）を理解し、安全に走行しましょう。
- (ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行する場合でも、一般原動機付自転車又は自動車の運転となり、運転免許が必要です。ヘルメットの着用義務や歩道通行不可等の交通ルールが適用され、自動車損害賠償責任保険等への加入やナンバープレートの取付けが必要になります。
- (エ) 電動キックボード等を運転する方も、反射材用品を着用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。
- (オ) 交通事故から命を守るためにヘルメットを正しく着用しましょう。

ウ 家庭等

- (ア) こどもに道路標識の意味や正しい自転車の乗り方を指導し、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- (イ) 自転車利用時に幼児を幼児座席に乗車させるときは、ご自身もヘルメットを着用するとともに幼児にヘルメットを着用させ、シートベルトを着用しましょう。また、幼児2人同乗用自転車では乗車・降車時等における転倒事故（※12）に注意しましょう。
- (ウ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等（※10）に加入しましょう。

エ 職場・学校等

- (ア) 「自転車の交通安全教育ガイドライン」（※13）等を活用し、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育を推進しましょう。
- (イ) 学校等においては、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、職員、児童、生徒の交通安全意識の高揚を図りましょう。
- (ウ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、ヘルメット着用の徹底や正しい交通ルールの実践を指導しましょう。
- (エ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等（※10）に加入しましょう。

※8 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）について

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者を対象に「交通反則通告制度」が導入されます。

詳細は、三重県警察ホームページをご覧ください。



三重県警察ホームページ

「警察からのお知らせ・自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）について」にリンク

※9 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※10 自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です。

三重県交通安全条例により、「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務化されています。

三重県交通安全条例（自転車保険への加入義務）に関する詳細は、三重県ホームページをご覧ください。

三重県交通安全条例

検索



三重県ホームページ

「三重県交通安全条例」のページにリンク

※11 特定小型原動機付自転車のルール

一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」として定められています。

【特定小型原動機付自転車の基準や主なルール】

- ・ 車体の大きさ 長さ190cm以下 幅60cm以下
- ・ 定格出力が0.6kw以下の電動機を用いること
- ・ 構造上の最高速度が20km/h以下であること
- ・ AT機構であること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること
- ・ 自動車損害賠償責任保険等への加入
- ・ ナンバープレートの取得と取付義務
- ・ 16歳未満の運転は禁止
- ・ 飲酒運転の禁止

詳細な交通ルールは三重県警察ホームページ
をご覧ください



三重県警察ホームページにリンク

※12 自転車用幼児座席、幼児2人同乗用自転車を利用するために

- 自転車幼児座席の利用について



三重県警察ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！

～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～」にリンクします。

- 幼児2人同乗用自転車の安全利用について

三重県警察ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車用幼児座席の利用について」

にリンクします。



※13 自転車の交通安全教育ガイドライン

ライフステージに応じた自転車の交通安全教育の充実を図るため、ライフステージごとの教育目標や教育内容、各教育主体の教育内容や教育方法の例等を取りまとめたものです。

詳細は、三重県警察ホームページをご覧ください。



三重県警察ホームページ

「「自転車の交通安全教育ガイドライン」の策定について」にリンク

別記

☆ 春の全国交通安全運動期間中の「日を定めて行う運動」

自転車安全対策強化日 (S・Bデー) 4月6日(月)	ヘルメットの着用を含めた自転車の安全利用を推進し、 自転車事故を防止しましょう。
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)	平成20年に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、 新たな国民運動として設けられました。 一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することで 悲惨な交通事故を無くしましょう。
交通安全の日 4月11日(土)	あらゆる交通安全活動を通じ、交通安全意識の高揚を図り ましょう。
高齢者交通安全の日 (S・Sデー) 4月15日(水)	思いやりの行動で、高齢者を交通事故から守りましょ う。 また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故か ら命を守りましょう。

☆ 三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通安全ストーリー（交通安全啓発動画）を公開中

4つのテーマ（①飲酒運転根絶編、②横断歩道編、③高齢歩行者編、④自転車編）のストーリー仕立ての動画を県ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。

こちらから交通安全啓発動画をご覧ください→

三重県交通安全ストーリー

検索



☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 1 三重県 | 62 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部 |
| 2 三重県警察 | 63 三重県中古自動車販売協会 |
| 3 三重県教育委員会 | 64 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所 |
| 4 市町 | 65 三重県 P T A 連合会 |
| 5 市町教育委員会 | 66 三重県高等学校 P T A 連合会 |
| 6 一般財団法人三重県交通安全協会 | 67 三重県子ども会連合会 |
| 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会 | 68 日本ボーイスカウト三重連盟 |
| 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会 | 69 ガールスカウト日本連盟三重県支部 |
| 9 一般社団法人三重県トラック協会 | 70 三重県青年団協議会 |
| 10 一般社団法人三重県タクシー協会 | 71 三重県地域交通安全活動推進委員協議会 |
| 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会 | 72 三重県国公立幼稚園・子ども園長会 |
| 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会 | 73 三重県私立保育連盟 |
| 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会 | 74 三重県小中学校長会 |
| 14 公益社団法人三重県バス協会 | 75 三重県高等学校長会 |
| 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局 | 76 建設業労働災害防止協会三重県支部 |
| 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 | 77 一般社団法人三重県社会基盤整備協会 |
| 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所 | 78 三重県砂利協同組合連合会 |
| 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 | 79 三重県砕石工業組合 |
| 19 三重労働局 | 80 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 |
| 20 軽自動車検査協会三重事務所 | 81 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 |
| 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター | 82 公益社団法人三重県障害者団体連合会 |
| 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所 | 83 三重県私学総連合会 |
| 23 三重県高速道路交通安全協議会 | 84 三重県農業協同組合中央会 |
| 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所 | 85 三重県信用農業協同組合連合会 |
| 25 自動車安全運転センター三重県事務所 | 86 全国農業協同組合連合会三重県本部 |
| 26 三重県市長会 | 87 全国共済農業協同組合連合会三重県本部 |
| 27 三重県町村会 | 88 三重県厚生農業協同組合連合会 |
| 28 三重県自治会連合会 | 89 三重県新生活運動推進協議会 |
| 29 三重県商工会議所連合会 | 90 日本海洋少年団三重県連盟 |
| 30 三重県石油業協同組合 | 91 一般社団法人三重県建築士会 |
| 31 三重県農業共済組合 | 92 三重弁護士会 |
| 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会 | 93 三重県人権擁護委員連合会 |
| 33 一般社団法人三重県建設業協会 | 94 三重県交通安全母の会連合会 |
| 34 一般社団法人三重県銀行協会 | 95 公益社団法人三重県観光連盟 |
| 35 三重交通株式会社 | 96 一般社団法人三重県警備業協会 |
| 36 三岐鉄道株式会社 | 97 三重県交通遺児を励ます会 |
| 37 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部 | 98 三重県電気工業工業組合 |
| 38 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部 | 99 公益社団法人三重県酒新生会 |
| 39 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部 | 100 三重県小売酒販組合連合会 |
| 40 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅 | 101 伊勢新聞社 |
| 41 日本貨物鉄道株式会社東海支社 | 102 株式会社産業経済新聞社津支局 |
| 42 伊勢鉄道株式会社 | 103 株式会社中日新聞社三重総局 |
| 43 一般社団法人生命保険協会三重県協会 | 104 一般社団法人共同通信社津支局 |
| 44 三重県交通共済協同組合 | 105 株式会社時事通信社津支局 |
| 45 日本郵便株式会社東海支社 | 106 株式会社中部経済新聞社三重支社 |
| 46 日本たばこ産業株式会社津支店 | 107 株式会社朝日新聞社津総局 |
| 47 三重県商工会連合会 | 108 株式会社毎日新聞社津支局 |
| 48 一般社団法人三重県食品衛生協会 | 109 株式会社読売新聞社津支局 |
| 49 三重県生活衛生同業組合連合会 | 110 株式会社日本経済新聞社津支局 |
| 50 三重県木材組合連合会 | 111 株式会社日刊工業新聞社三重支局 |
| 51 日本赤十字社三重県支部 | 112 日本放送協会（NHK）津放送局 |
| 52 公益社団法人三重県医師会 | 113 株式会社 C B C テレビ三重支社 |
| 53 公益社団法人三重県歯科医師会 | 114 東海テレビ放送株式会社三重支社 |
| 54 三重県自転車協同組合 | 115 東海ラジオ放送株式会社 |
| 55 三重県印刷工業組合 | 116 三重テレビ放送株式会社 |
| 56 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会 | 117 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社 |
| 57 三重県消防協会 | 118 中京テレビ放送株式会社三重支局 |
| 58 一般社団法人三重県自動車会議所 | 119 三重エフエム放送株式会社 |
| 59 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会 | 120 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会 |
| 60 三重県自動車販売協会 | 121 三重県遊技業協同組合 |
| 61 三重県軽自動車協会 | 122 公益社団法人三重県生活衛生営業指導センター |

（以上122推進機関・団体 順不同）